

令和5年度
鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進会議（第2回）

日時 令和6年3月15日（金）

午後1時30分～

場所 鳥取県庁4階 農林水産部会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

- (1) 多面的機能支払の取組状況について P5～7
- (2) 中山間直接支払の取組状況及び最終年評価について P9～16
- (3) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業について P17～24
- (4) 環境保全型農業直接支払の取組状況及び最終評価について
P25～31

4 閉 会

鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進委員会 委員名簿

1. 委員

(敬称略 50 音順)

氏 名	所 属 等	備 考
影井 利成	公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構 農地業務課長	
小谷 知載	日田を良くする会 代表	
椿 善裕	公益財団法人とっとり県民活動活性化センター 企画員	
山口 和宏	公立鳥取環境大学経営学部 講師	

2. 鳥取県及び委員会事務局

氏 名	所 属 等	備 考
森田 智彦	鳥取県農林水産部 農業振興局 農地・水保全課長	
武本 将典	農地・水保全課 企画・保全支援担当 農林技師	事務局
石田 敬	農地・水保全課 企画・保全支援担当 農林技師	事務局
田原 佳典	農地・水保全課 企画・保全支援担当 農林技師	事務局

鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進会議開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日本型直接支払交付金（中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）及び中山間ふるさと・水と土保全対策事業（以下「農業農村保全活動推進事業」という。）実施に関する有識者等の意見を聴取することを目的として開催する鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 推進会議は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 農業農村保全活動推進事業の実施状況等の点検、評価に関する事項
- (2) 農業農村保全活動推進事業の効果的な推進のための指導、助言に関する事項
- (3) 中山間地域等直接支払交付金における知事特認地域の指定基準の検討に関する事項
- (4) その他必要な事項

(構成員)

第3条 推進会議は、意見を求める事項に関して知識又は経験を有する者のうちから農地・水保全課長が依頼した者（以下「委員」という。）により構成する。

(座長)

第4条 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は会議の進行を務めるものとし、座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、農地・水保全課長が必要に応じて招集し、開催する。

- 2 農地・水保全課長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、農地・水保全課において行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、農地・水保全課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

委員会の設置根拠

「日本型直接支払制度（中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）」及び「中山間ふるさと・水と土保全対策事業」では、それぞれの実施要綱、要領等に基づいて、事業実施に係る点検や評価、調整を行うことを目的として、中立な第三者機関を設置し、委員会を毎年度開催することとなっています。

1. 日本型直接支払交付金

(1) 中山間地域等直接支払交付金

① 要領等による規定

○実施要領第8の2:

都道府県は、交付金の交付が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検、市町村の対象農用地の指定の評価、特認地域及び特認基準についての審査検討を行う中立的な第三者機関を設置する。

○実施要領の運用第13:

実施要領第8の「中立的な第三者機関」の構成員は、中山間地域問題等について高い学識経験を有する者であって、交付金の執行に当たって利害関係を有しない者とする。なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

② 具体的な役割等

知事特認地域の認定基準見直しや、対策中間年及び最終年（3年目と5年目）に該当する年度は、関係する審議や評価をいただく他、毎年度の交付金交付状況、各市町における取組状況等を点検していただき、御指導・御助言をいただきます。

(2) 多面的機能支払交付金

① 日本型直接支払推進交付金交付等要綱・県基本方針による規定

○交付等要綱（別紙1）多面的機能支払交付金に係る推進事業第1の3(1)

多面交付金の毎年度の実行状況の点検、多面交付金による取組の評価等を行うため、第三者機関として、第三者委員会を設置する。

○多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)第6の(2)の①

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。

② 具体的な役割等

当該年度の交付金交付状況、各市町や集落における取組状況等を点検していただき、御指導・御助言をいただきます。

(3) 環境保全型農業直接支払交付金

① 要綱・要領等による規定

○実施要綱第6の2:

都道府県は、交付金による取組が計画的かつ効果的に推進されるよう市町村及び関係団体に助言するとともに、交付金の交付状況の点検及び効果の評価を行う中立的な第三者機関を設置する。

○実施要領第15:

要綱第6の1及び2の中立的な第三者機関の構成員は、環境保全型農業について高い学識経験を有する者その他環境の保全に関して知識や経験を有する者、公益を代表する者等から選ぶものとする。ただし、交付金の執行に当たって利害関係を有する者を選ぶことはできないこととする。

なお、既存の審議会、協議会等を活用する場合にあっても、交付金に係る利害関係者を除くものとする。

○実施要領第16:

- 1 事業の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 都道府県知事は、市町村の協力を得て、中立的な第三者機関において、事業の評価を実施するとともに、その結果を地方農政局長を経由して農産局長に報告することとする。

② 具体的な役割等

対策中間年及び最終年（3年目と5年目）に該当する年度は、関係する審議や評価をいただく他、毎年度の交付金交付状況、各市町における取組状況等を点検していただき、御指導・御助言をいただきます。

2. 中山間ふるさと・水と土保全対策事業

① 要綱・要領等による規定

○中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱 第7の1

都道府県は、保全対策事業を効果的に推進するため、学識経験者等から構成される都道府県委員会を都道府県に設置するものとする。

② 具体的な役割等

当該年度の事業の実施計画、実施結果に関して取組状況を点検していただき、御指導・御助言を頂きます。

令和5年度多面的機能支払の取組状況について

令和6年3月15日
農地・水保全課

1 実施状況

農地維持支払の農振農用地面積に対する取組面積は21ha増加し、カバー率は53%となった。

(鳥取県農業生産1千億円プラン：R7目標60%)

(単位：ha、%)

区分	令和4年度			令和5年度(見込み)			増減		
	組織数	取組面積	カバー率	組織数	取組面積	カバー率	組織数	取組面積	カバー率
農地維持支払	623	16,016	53	624	16,037	53	1	21	0

(*)農地維持支払 → 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の基礎的活動に支援【田3,000円/10a】

(*)共同活動 → 水路、農道等の軽微な補修、農村環境保全活動(植栽、ビオトープ)等に支援【田2,400円/10a】

(*)長寿命化 → 水路、農道等の施設の長寿命化のための補修、更新等に支援【田4,400円/10a】

(1) 新規着手【3組織】

(2) 活動期間満了で再認定無し【△2組織】

2 事業の効果

(1) 耕作放棄地の発生防止 [農地維持支払]

本対策に取組む16,252ha(うち農振農用地16,037ha)の農地について、遊休農地化が防止され、耕作可能な状態に保全管理されている。

(2) 農村環境の向上 [資源向上支払(共同活動)]

非農家を含めた地域ぐるみで実施される農村環境保全活動を通じて、地域環境の維持保全や防災意識の向上が図られている。

(3) 農業用施設の機能増進 [資源向上支払(長寿命化)]

老朽化が進む施設の補修等の活動により、安全・安心な営農に繋がっている。

(4) 農村地域コミュニティの維持・強化

草刈りや水路の泥上げなどの総事や共同活動への参加をとおり、地域の将来について、非農家を含めて地域で話し合うきっかけとなり、地域で農村を守っていくという住民意識の変化が起きている。



3 今年度の事業推進状況

(1) 流域治水対策の推進

令和4年度から引き続き、今年度もモデルほ場での実証研修会を開催し、田んぼダムの効果や取組み手法の普及啓発を行った。※令和5年度は計4回実施。研修参加者：131名(農業者71名、非農家60名)
実証研修等の成果もあり、令和5年度には新たに4地区で多面的機能支払交付金を活用した「田んぼダム」の取組みが開始されている。

(鳥取県農業生産1千億円プラン：R7目標取組面積500ha)

(単位：ha)

区分	令和4年度		令和5年度(見込み)		増減	
	組織数	取組面積	組織数	取組面積	組織数	取組面積
田んぼダム	17	146.6	21	250.2	4	103.6



実証研修の様子



田んぼダム用堰板の作製実演

(2) 事業継続に向けた働きかけ

○活動断念組織への対応

令和5、6年度末に多面的機能支払及び中山間地域等直接支払に取組む組織の再認定がピークを迎えることを控え、令和4年度に、活動組織に対して継続意向に係るアンケート調査を実施した。

活動終了を念頭に置いている組織に対して活動における課題等の聞取を行い、活動の内容見直し、規模縮小や近傍組織を含めた広域化への誘導等について、直接的な提案を関係機関と連携して実施した。

○多面的機能支払研修会の開催

活動組織向けの研修会を開催し、制度改正点、活動を継続させるための方策、重点推進事項について国や県より説明し、また、優良活動事例の横展開を図るため、活動組織による事例発表等を行うことで、事業継続に向けた働きかけを行った。(参加者約300名)



令和6年2月9日 日本海新聞
(令和5年度多面的機能支払研修会)

(3) 今後の対応

流域治水について、モデルほ場での実証研修は今年度で終了し、研修で得られた取組手法（堰板作成や水管理）や生育調査結果、活用可能な支援事業等をパッケージとし、市町村を主体とした推進体制（県も必要に応じてフォロー）により、さらなる普及啓発を図る。

事業継続に向けた働きかけについては、令和6年度以降も引き続き実施し、変わらず断念意向を示す組織については、農山村ボランティア等の農用地の保全を支援する制度の活用を推進するとともに、多面的機能支払交付金の再開に向けた機運が再度高まれば、必要な作成書類や手続き等について、関係機関で連携を図りながらサポートしていく予定としている。

4 その他課題と今後の対応

(1) 中山間地域等直接支払のみに取組む組織への重複取組支援

中山間地域等直接支払のみに取組む組織に対し、多面的機能支払との重複取組が行えるよう、組織の活動状況や構成員の状況等も考慮しつつ、交付金制度や事務手続きの具体について丁寧な説明を行うことで、新規着手に向けた推進を図っていく。

区分	令和4年度			令和5年度			増減		
	組織数	取組面積	かば率	組織数	取組面積	かば率	組織数	取組面積	かば率
多面的機能支払 農地維持支払のみ	173	9,541ha	32%	166	9,383ha	31%	-7	-158ha	-1%
中山間直払のみ	166	1,370ha	5%	171	1,420ha	5%	5	50ha	0%
両施策重複	-	6,475ha	21%	-	6,654ha	22%	-	179ha	1%
合計	-	17,386ha	58%	-	17,457ha	58%	-	71ha	0%

(2) 多面的機能支払の十分な予算の確保

資源向上支払（長寿命化）の国予算が地元要望額を下回っており、計画的な活動に支障をきたしている。引き続き、国に対し予算確保及び事務負担の軽減を要望するとともに、長寿命化活動に係る他の補助事業の活用も推進し、地元の要望に応じていく。

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
要望額に対する国配分額	97%	96%	94%	88%	89%	87%
内、農地維持	100%	100%	100%	100%	100%	100%
内、資源向上（共同）	100%	100%	100%	100%	100%	100%
内、資源向上（長寿命化）	92%	90%	87%	72%	75%	70%

中山間地域等直接支払制度の取組

令和6年3月15日
農地・水保全課

1 制度の概要

農業生産条件の不利な中山間地域等と平地との生産コスト差を補填する制度。令和2年度から令和6年までが第5期対策であり、令和6年度が最終年。

【交付単価】

【田 急傾斜(1/20 以上):21 千円/10a、緩傾斜(1/100 以上):8 千円/10a】

【畑 急傾斜(15 度以上):11.5 千円/10a、緩傾斜(8 度以上):3.5 千円/10a】

2 実施状況

(1)実施市町村・交付面積の状況等 ⇒別紙

(2)交付面積等の推移

区 分	R1	R2	R3	R4	R5
市町村数	17	17	17	17	17
協定数	641	599	605	616	629
交付面積(ha)	7, 973	7, 595	7,705	7, 845	8, 074
交付金額(百万円)	1, 117	1, 100	1,113	1, 129	1, 138

(3)協定面積の前年度との比較

・増:231ha(新規協定の立ち上げ、既存協定の隣接農地取り込み等)

・減: 2ha(高齢化による活動継続断念、生産効率の悪い農地が除外されたこと等による減)

協定数・取組面積	計	概要
【新規協定のあった市町】 鳥取市(3 協定:23ha) 琴浦町(9 協定:188ha) 大山町(1 協定:9ha) 計 3 市町 13 協定	220ha	【新規地区の概要】 ・琴浦町 新規 9 協定、188ha 増加。 R3 過疎指定が追加され、赤碕地区が対象になった。 町から多面的機能支払の組織等を中心に案内や個別説明を実施した。
【既存協定面積拡大のみ】 八頭町(6ha) 倉吉市(1.6ha) 南部町(1.4ha) 伯耆町(1.4ha) 計 4 町	11ha	・鳥取市 新規 3 協定、23ha 増加。 対象地域が拡大したこと影響で集落協定2件及び佐治の個別協定1件が新規増加。 ・大山町 新規 1 協定、9ha 増加。
【既存協定面積縮小の市町】 湯梨浜町(△0.5ha) 日南町(△1.2ha) 計 2 市町	△2ha	※既存協定数減の市町は無
計	229ha増	(注)合計数値は、四捨五入の関係で内訳の計と一致しない場合がある ※増減の 0.5ha 未満の市町は省略

(4)今年度の取組状況

- ・中間年評価の結果を受け、第5期対策の最終年(R6 年度)を迎える前に次期対策での廃止意向のある協定の点検を行うとともに、過去廃止協定・未実施集落への意向確認等を行った。
- ・廃止意向協定は、事前に市町村経由で状況確認のうえ、5協定に直接聞き取りを行い、規模縮小や広域化の検討等の助言・提案等を行ったところ、4協定では継続を検討する方針に変わった。
- ・過去廃止協定・未実施集落では、状況確認の結果、農地の傾斜がない場合や要件である1ha 以上の農地がない状況であることが分かり、一部の傾斜のある過去廃止協定では話し合いが行われたが、代表や事務役員が決められず、再開には至らなかった。

(5)今後の対応

- ・新たに過疎地域に指定された地域での協定締結の拡大等を引き続き推進する。
- ・継続して、廃止意向協定の課題等の聞取りを行い、活動の内容見直し、周辺組織を含めた広域化への誘導等について、直接的な提案を実施し、廃止協定の減少を図る。
- ・最終年評価の結果を受け、R6 年度内に集落戦略の作成が完了できるようにフォローアップを行う。

令和5年度中山間地域等直接支払交付金事業の実施状況について

令和6年3月
農地・水保全課

1 実施市町村

※鳥取県内19市町村の内、17市町村で制度に取り組む

実施市町村(17)		未実施市町村(2)
地域振興3法内市町村(12) 岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町、日南町、日野町、江府町	知事特認(1) 米子市	対象農地なし(2) 境港市、日吉津村
併用(4) 鳥取市、倉吉市、南部町、伯耆町		

2 協定の取組

- 協定数 629協定〔集落協定：610、個別協定：19〕
- 交付金見込額 1,138,563千円
- 交付見込面積 8,074ha

【交付面積の状況】

農振農用地面積 30,110ha			
交付見込面積 8,074ha			
通常地域 7,429 ha		特認地域 645 ha	
田 7,388ha	畑 41ha	採草 放牧地 0ha	田 631ha 畑 14ha

【協定加算の状況】

- 超急傾斜農地保全管理加算 155ha〔協定数：34（集落協定：33 個別協定：1）〕
- 集落協定広域加算 200ha〔協定数：6（集落協定：6）〕
- 集落機能強化加算 433ha〔協定数：19（集落協定：19）〕
- 生産性向上加算 1,074ha〔協定数：51（集落協定：51）〕

令和5年度中山間地域等直接支払 最終年評価の結果（概要）

1、目的

令和4年度の中間年評価において、取組が不十分と評価された協定に対する市町村によるフォローアップ結果を踏まえ、第5期対策における協定活動の実施状況を最終的に評価するほか、次期対策に向けて市町村がどのような考えの下に取り組むのか、その方針等を把握し、内容を詳細に分析・検討することで、制度の見直しに反映する。

2、取りまとめ手法

(1) 県から国への第5期対策最終評価書は、令和6年3月末までに報告する。

(2) 県の最終年評価書

①様式2-1（道府県フォローアップ結果）

②様式2-2（アンケート調査結果）



3、最終年評価の概要

(1) 県フォローアップ結果（様式）について

- ・3の集落戦略の作成状況以外の項目については、わずかに取組が不十分(△・×)となっているが、全ての項目で「改善見込みあり」となっている。「見込みなし」はゼロ。
 - ・3の集落戦略の作成状況は、中間年評価時点(令和4年度)では、505集落協定のうち作成自体の取組が不十分だった協定が84あったが、全てが「改善見込み」である。
 - ・地図の作成は258協定で作成が進んでいなかったが、現状では78協定が「改善済み」であり、180協定で「改善見込み」となっており、「見込みなし」はゼロ。
- ※集落戦略とは、令和7年～11年までの農地・集落全体の将来像や課題・対策等を話し合い、取りまとめたものであり、農家の営農状況を年齢階層別に把握できる地図も作成が必要。

(2) アンケート調査結果について

- ・1の重点を置いて実施する必要がある施策として、現在・10年後共に「農業者の担い手を確保する支援」が最も選択されている。
- ・2①どのような農地を守ろうと考えているのかについては、各市町でばらつきがあった。
- ・2④今後の共同活動継続のために必要な体制づくりについては、地域おこし協力隊や学生等の非農家との連携が想定されている。

道府県フォローアップ結果（集落・個別協定）

道府県名	鳥取県
------	-----

1. 集落マスタープランに係る活動

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況			
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし	
					交付停止
△と評価した協定数	5	4	1	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0
合計	5	4	1	0	0
589協定のうち					

2. 農業生産活動等として取り組むべき事項

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし		
				交付停止	交付金返還	
(1)耕作放棄の防止等の活動						
△と評価した協定数	3	3	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	3	3	0	0	0	0
589協定のうち						
(2)水路・農道等の管理						
△と評価した協定数	1	1	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	1	1	0	0	0	0
589協定のうち						
(3)多面的機能を増進する活動						
△と評価した協定数	3	3	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	3	3	0	0	0	0
589協定のうち						

3. 集落戦略の作成状況

(1) 集落戦略の作成状況

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし		
				交付停止	交付金返還	
△と評価した協定数	80	13	67	0	0	0
×と評価した協定数	4	1	3	0	0	0
合計	84	14	70	0	0	0
505協定のうち						

(2) 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし		
				交付停止	交付金返還	
△と評価した協定数	226	75	151	0	0	0
×と評価した協定数	32	3	29	0	0	0
合計	258	78	180	0	0	0
505協定のうち						

4. 加算措置の目標の達成状況

中間年評価における 市町村の評価結果	最終評価における改善状況					
	①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし			
			交付停止	交付金返還		
(1) 棚田地域振興活動加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
実施なし	0	0	0	0	0	0
(2) 超急傾斜農地保全管理加算						
△と評価した協定数	1	0	1	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
34協定のうち	1	0	1	0	0	0
(3) 集落協定広域化加算						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
9協定のうち	0	0	0	0	0	0
(4) 集落機能強化加算						
△と評価した協定数	1	0	1	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
14協定のうち	1	0	1	0	0	0
(5) 生産性向上加算						
△と評価した協定数	1	0	1	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
47協定のうち	1	0	1	0	0	0

アンケート調査結果 (市町村アンケート結果の集計)

都道府県名	鳥取県	担当部署	農林水産部農業振興局 農地・水保全課
			実施市町村数 17

1. 中山間地域では、今後さらに人口減少・高齢化が進行し、農業の担い手の確保も困難になることが予想される状況下、市町村としても10年後を見据えると重点を置いて実施する対策も現在と違うことが考えられる。
現在と今後（10年後）、重点を置いて実施する必要があると考えられる中山間地域に対する農業・農村振興対策は何か。

※回答欄には、市町村数が入力されます。

項目	順位	①現在（市町村数）					②10年後（市町村数）					
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	
ア 農業の担い手を確保するための支援		14				1	14					1
イ 担い手への農地の集積・集約化のための支援			7		2	4	1	8	1			1
ウ サービス事業体のほか、多様な農業人材の育成・確保への支援		1		1	3		1		1	3		
エ 農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援			3	5		1		1	5	1		
オ 農業基盤整備への支援		1	1		3	1	1	1	1	3	2	
カ 畑地転換への支援											1	
キ 鳥獣害対策に対する支援		1	3	6		3		1	4			5
ク 高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援				1		1			1	1		
ケ 機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援			2		7			2		3	1	
コ スマート農業実用化への支援					1	2		2	1	3		
サ 環境負荷低減に向けた取り組みへの支援				1				1				
シ 地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援				1	1	1			1	1	3	
ス 地域外からの定住者等を確保するための支援									1			
セ 都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援												
ソ 地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援			1			1						1
タ 地域での生活支援活動（高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等）に対する支援						1					1	1
チ 集落協定の広域化や統合に対する支援				2		1		1	1			2
ツ その他												

2. 今後さらに集落協定参加者の減少・高齢化が予想される状況下、これまでと同様に農地を維持・耕作すること、共同活動を継続することなどが困難になるほか、事務手続きが十分できない集落協定の増加も考えられる中、どのような考えで次期対策に取り組むのか

①-1 集落協定からの申請の有無に限らず、市町村として本制度によってどのような農地を守ろうと考えているのか（傾斜等の要件を満たしていることを前提として回答）

	市町村数
ア 耕地条件が悪く、今後、耕作を継続する見込みが不安視される農地であっても、本制度により守っていききたい	2
イ 耕作条件が悪くとも、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていききたい	6
ウ 中山間地域の中でも耕作条件の良い農地であれば、耕作の有無に限らず、本制度により守っていききたい	4
エ 中山間地域の中の耕作条件の良い農地であって、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていききたい	5

②-1 活動を廃止する小規模協定が多い中、参加農家数10戸以下又は農地面積10ha未満の集落協定が今後も活動を継続するためには、市町村として何を必要だと考えているのか

	市町村数
ア 周辺の集落協定との統合や他の協定未加入農家の参加を促進する	2
イ 統合ではなく、複数の協定の連携を促して事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生産支援活動の共同化など、連携が可能な活動を推進する	7
ウ 統合や連携は特に推進せず、制度の要件を満たせば支援（活動計画の承認）する	7
エ 小さな協定は無い	1

②-2 集落協定が今後10年間、共同活動を継続するためには、市町村としては最低限どの程度の協定農地面積と参加農家数が必要と考えているのか

【最小の協定農地面積】

最小の単位	現在 (市町村数)	10年後 (市町村数)
ア 1ha以上、2ha未満	9	9
イ 2ha以上、5ha未満	1	2
ウ 5ha以上、10ha未満	5	6
エ 10ha以上、15ha未満	2	
オ 15ha以上		

【最小の参加農家数】

最小の単位	現在 (市町村数)	10年後 (市町村数)
ア 2戸	2	4
イ 3～4戸	6	5
ウ 5～9戸	6	7
エ 10～14戸	3	1
オ 15戸以上		

③ 8割の市町村が事務負担の軽減を要望しているが、集落協定に対する事務支援※について、市町村として今後、どうしていきたいと考えているのか

(※事務支援とは、活動計画等の書類の作成等の補助を協定に対し行うことをいう)

	市町村数
ア 協定への事務支援を負担に感じていない	1
イ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定の統合や複数協定の連携（事務の共通化）を推進し、事務負担を軽減したい	4
ウ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定に対し、外部組織への事務の委託を推進し、事務負担を軽減したい	4
エ これまでどおりの協定への事務支援は困難であるが、これといった対応策が思い付かない	7
オ 協定への事務支援は、従来からほとんど行っていない	1

④ これまで集落協定が行ってきた各種の共同活動について、今後、これまでと同様に行うことが困難になることが予想されるが、共同活動継続のためには、市町村としてどのような体制づくりが必要と考えているのか

	市町村数
ア 集落協定の統合（複数の協定を1つの協定にまとめること）を推進する	6
イ 集落協定の統合はせず、複数の協定が連携した事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生活支援活動の共同化等を推進する	6
ウ 集落協定と多面的機能支払いの活動組織、集落営農組織、JA、自治会、社会福祉協議会、PTA、土地改良区、NPO法人、学校等との連携を推進する	5
エ 集落協定と地域おこし協力隊員、集落支援員、学生等の非農業者との連携を推進する	8
オ 市町村農業担当部局が企画部局、福祉部局、地域振興部局等が連携した農地保全及び生活支援活動を推進する	2
カ 市町村が農業委員会、JA、公民館、社会福祉協議会、土地改良区、NPO法人、学校等と連携した農地保全及び生活支援活動を推進する	3
キ 市町村が関係機関とも連携した、未実施集落に対する協定活動の実施を働きかける	3
ク 市町村が農業委員会やJA等の農業関係機関等と連携し、集落協定の統合又は連携、協定活動への多様な組織等の参画を促す体制を作る	3
ケ その他（集落協定が無理をしてしまうので市町村は介入しない。）	1